

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

14 時 30 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 (1 / 12)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 2 3 2 報)

2023 年 12 月 14 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ, タンクエリアパトロール結果等について, 下記のとおりお知らせいたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [12月14日11時00分現在] ・サブドレン等 分析結果 [採取日 12月13日] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 12月13日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 12月13日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 12月11日、12月13日] ・海水分析結果<港湾内> [採取日 12月13日] ・海水分析結果<発電所から 3 km 以内> [採取日 12月13日] <ul style="list-style-type: none"> ・発電所敷地内におけるモニタリング結果について, 前回のお知らせから有意な変動はありません。 ・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において, 漏えい等の異常はありません。 ・建屋滞留水の移送状況について, パトロール及び警報監視において, 漏えい等の異常は確認されません。 【公表区分: その他】 ※添付の有 ^り ・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

3/2

- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
- (注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。
- (注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。
- (注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

3/2

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2023年12月14日 11:00現在

2023年12月14日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.6 m ³ /h CS系: 1.2 m ³ /h	給水系: 1.5 m ³ /h CS系: 0.0 m ³ /h	給水系: - m ³ /h CS系: 4.1 m ³ /h	※6
原子炉圧力容器 内部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 21.0 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 18.3 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 20.4 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 30.2 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 30.0 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 23.9 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 24.0 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 20.5 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 20.4 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 30.9 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HWH2-16B (TE-16-114G#1): 30.5 °C	PCV温度 (TE-16-002): 22.1 °C 格納容器空冷機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 23.2 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.39 kPa.g	1.99 kPa.g	0.52 kPa.g	
空素吸入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm ³ /h (RVH-B): 15.99 Nm ³ /h (JP-A): 14.78 Nm ³ /h (JP-B): - Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	RPV-A: 6.21 Nm ³ /h RPV-B: 6.11 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	RPV-A: 7.44 Nm ³ /h RPV-B: 7.59 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	※4
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	25.7 m ³ /h	16.85 Nm ³ /h	21.72 Nm ³ /h	
原子炉格納容器 水素温度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.04 vol% B系: 0.03 vol%	A系: 0.14 vol% B系: 0.14 vol%	
原子炉格納容器 放射線濃度 (Ge135) ※2	A系: 指示値 換出限界値 1.73E-03 Baq/cm ³ B系: 指示値 換出限界値 5.13E-04 Baq/cm ³ 9.67E-04 Baq/cm ³ 換出限界値 3.55E-04 Baq/cm ³	A系: 指示値 換出限界値 ND B系: 指示値 換出限界値 1.2E-01 ND 1.2E-01 Baq/cm ³ 換出限界値 1.2E-01 Baq/cm ³	A系: 指示値 換出限界値 ND B系: 指示値 換出限界値 1.9E-01 ND 1.9E-01 Baq/cm ³	
使用済燃料プール 水温度	23.0 °C	22.4 °C		※5
FPC 対列ノック 水位	4.09 m	4.12 m	3.25 m	45.1 X100mm

※1: 格納容器内の水素濃度を監視する。水素濃度が規定値を上回る場合は、排気装置が稼働して換気される。排気装置によりモニタリング表示される値がある場合は、監視装置が故障している可能性がある。水素濃度の監視は、格納容器内の水素濃度を監視する。水素濃度の監視は、格納容器内の水素濃度を監視する。水素濃度の監視は、格納容器内の水素濃度を監視する。

※2: 放射線濃度の監視は、格納容器内の放射線濃度を監視する。放射線濃度の監視は、格納容器内の放射線濃度を監視する。放射線濃度の監視は、格納容器内の放射線濃度を監視する。放射線濃度の監視は、格納容器内の放射線濃度を監視する。

※3: 空素吸入流量の監視は、格納容器内の空素吸入流量を監視する。空素吸入流量の監視は、格納容器内の空素吸入流量を監視する。空素吸入流量の監視は、格納容器内の空素吸入流量を監視する。空素吸入流量の監視は、格納容器内の空素吸入流量を監視する。

※4: 格納容器内の排気流量の監視は、格納容器内の排気流量を監視する。排気流量の監視は、格納容器内の排気流量を監視する。排気流量の監視は、格納容器内の排気流量を監視する。排気流量の監視は、格納容器内の排気流量を監視する。

※5: 格納容器内の水素温度の監視は、格納容器内の水素温度を監視する。水素温度の監視は、格納容器内の水素温度を監視する。水素温度の監視は、格納容器内の水素温度を監視する。水素温度の監視は、格納容器内の水素温度を監視する。

※6: 排気装置の稼働状況を監視する。排気装置の稼働状況を監視する。排気装置の稼働状況を監視する。排気装置の稼働状況を監視する。排気装置の稼働状況を監視する。

(重要事項)
各計測器については、仕様やその後の事故進展の経緯を考慮して、通常の使用状態と異なる
状態にあるものを取り、正しく測定されていない可能性のある計測器が存在している。
プラントの状況を確認するために、このような計測器の内部が正常に動作しているか、計測
の信頼性から得られる情報を活用して適切な判断にも留意して確認している。

2023年12月14日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

サブドレン等 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2023/12/13 06:45	< 5.4E+00	< 4.6E+00	8.4E+01
2号機サブドレン	2023/12/13 06:50	< 1.9E+01	6.2E+01	3.8E+03
3号機サブドレン	2023/12/13 07:00	< 4.6E+00	< 3.9E+00	< 4.0E+00
4号機サブドレン	2023/12/13 07:07	< 4.7E+00	< 4.2E+00	< 5.6E+00
5号機サブドレン	—	—	—	—
6号機サブドレン	—	—	—	—
槽内深井戸	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E \pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

5/12

2023年12月14日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/12/13 07:07	< 4.7E+00	< 4.2E+00	< 5.6E+00
プロセス主建屋北東	2023/12/13 07:30	< 4.8E+00	< 4.6E+00	< 4.0E+00
プロセス主建屋南東	2023/12/13 07:35	< 5.3E+00	< 4.9E+00	< 3.8E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/12/13 07:25	< 3.3E+00	< 4.2E+00	< 5.2E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/12/13 07:22	< 3.6E+00	< 5.1E+00	4.0E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/12/13 07:15	< 4.0E+00	< 4.2E+00	< 3.8E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/12/13 07:40	< 4.1E+00	< 6.3E+00	< 4.0E+00

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E+00とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

2023年12月14日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/12/13 08:19	5.2E+00	< 6.1E-01	3.3E+00
物置場排水路	2023/12/13 08:15	< 3.4E+00	< 4.6E-01	9.1E-01
K排水路	2023/12/13 06:00	7.9E+00	< 6.1E-01	4.9E+00
BC排水路	2023/12/13 06:00	4.9E+00	< 6.1E-01	< 6.9E-01
D排水路	2023/12/13 08:21	< 2.9E+00	< 3.5E-01	< 4.5E-01
5,6号機排水路※1	2023/12/13 07:36	< 3.4E+00	< 4.2E-01	< 5.6E-01

・不符号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10^{±O}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2023年12月14日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-B	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 ※1	2023/12/13 07:10	4.6E+01	-	-	-	-	-	-	8.0E+01
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不番号 (<:小なり)は、検出限界未満 (ND)を意味する。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.D.E±0とは、 0.0×10^0 であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

※1 No.1-9は、取水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としての段階に測定。

8/12

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

観測地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
1,2号機ウエルボイント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-
No.2		-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2		-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3		-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2023/12/13 07:15	1.3E+03	< 3.0E-01	< 3.4E-01	< 8.2E+00	< 4.0E+00	7.5E+00	4.3E+02 *	-
No.2-7	2023/12/13 07:20	4.6E+02	< 2.2E-01	< 2.7E-01	< 3.7E+00	< 1.8E+00	1.6E+00	9.2E+01	5.0E+02
No.2-8		-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-
No.3		-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2		-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3		-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4		-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-

* 不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.E±Oとは、O.O×10^{-O}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み。

※2 No.2-5, No.3-5は、採水線による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値として高線に測定。

* 過去最高値

【護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)】および、2020年8月31日以前公表資料

「福島第一港管内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 護岸地下水」で過去に示した値との比較

10/12

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目										塩素 (ppm)		
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他放射性核種				
1,2号機ウエルポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	2023/12/11 07:32	3.2E+02	1.6E+02	< 3.4E-01	< 3.3E-01	< 4.5E+00	< 2.0E+00	1.3E+00	6.9E+01	-	-	-	-	-
No.2-2	2023/12/11 07:56	7.0E+02	1.6E+02	< 1.9E+00	< 2.5E+00	< 1.8E+01	< 8.9E+00	< 1.9E+00	6.1E+01	-	-	-	-	-
No.2-3	2023/12/11 07:59	5.0E+04	5.3E+03	< 4.8E-01	< 4.3E-01	< 4.9E+00	< 1.8E+00	< 6.3E-01	1.4E+01	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2	2023/12/11 07:47	2.5E+06	5.7E+02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-7	2023/12/11 07:43	3.4E+02	1.8E+03	< 2.0E-01	< 2.5E-01	< 2.9E+00	< 1.2E+00	1.0E+00	4.3E+01	-	-	-	-	5.1E+02
No.2-8	2023/12/11 07:37	4.0E+03	4.8E+02	< 3.7E-01	< 4.3E-01	< 4.2E+00	< 1.6E+00	5.5E-01	2.2E+01	-	-	-	-	-
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不検出 (<:小値) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 ・O.C.E.F.O.とは、 0.0×10^0 であることを意味する。
 (例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で 31 、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で 3.1 、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で 0.31 と読み。
 ・H-3以外は既に知られている。
 ※2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、Y測定は実施せず。全βは参考値としての逐個に測定。

11/12

2023年12月14日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果〈港湾内〉(全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2023/12/13 08:25	< 1.3E+01	< 2.9E-01	< 2.7E-01
1F 物揚場前	2023/12/13 08:11	< 1.3E+01	< 3.5E-01	3.1E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/12/13 08:06	1.5E+01	< 3.9E-01	7.7E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/12/13 06:55	< 1.3E+01	< 3.7E-01	3.4E+00
1F 港湾口	2023/12/13 06:54	< 1.2E+01	< 3.3E-01	< 2.9E-01
1F 港湾中央	2023/12/13 06:45	1.5E+01	< 3.3E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内東側	2023/12/13 06:48	< 1.4E+01	< 2.7E-01	< 2.8E-01
1F 港湾内西側	2023/12/13 06:43	< 1.4E+01	< 3.5E-01	3.3E-01
1F 港湾内北側	2023/12/13 06:40	< 1.3E+01	< 3.2E-01	4.8E-01
1F 港湾内南側	2023/12/13 06:51	< 1.4E+01	< 3.6E-01	< 3.0E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・ $0.0E \pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

12/12

2023年12月14日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/12/13 07:41	—	< 5.5E-01	< 6.7E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/12/13 07:12	1.1E+01	< 7.5E-01	< 5.2E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 14 時 30 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 (1 / 2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 2 3 3 報)

2023 年 12 月 14 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第 2 5 0 9 8 報他でお知らせしました, 構内で発生した協力企業作業員の身体汚染について, その後の状況をお知らせします。</p> <p>病院に搬送後, 退院された 2 名の協力企業作業員においては, 線量について評価をしたところ, 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」第 1 8 条に定める「発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより, 管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって, 当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては 5 mSv)、および「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示」第 5 条に定める「皮膚の等価線量限度: 年間 5 0 0 mSv」を超えないことを確認しました。</p> <p>また, 現時点においても 2 名の協力企業作業員の体調面に問題はなく, 汚染部位の皮膚に特に異常は確認されておりません。</p> <p>【公表区分: C 続】 上記の連絡内容について, 準備が整い次第, 報道機関関係者にお知らせします。</p> <p>※添付の有り (無し) (注 4)</p>
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

- (注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。
- (注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。
- (注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 15時35分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設) (第25234報)

2023年12月14日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (2.4時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時, 対応の概要) 第25231報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクCに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。 ・排水開始 : 10時25分 ・排水終了 : 14時32分 ・排水量 : 615m ³ 排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。 【公表区分: E】 ※添付の有り・無し (注4)
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度gal数(水平方向, 鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお, 様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 15 時 35 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 2 3 5 報)

2023 年 12 月 14 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 2 2 6 報他にてお知らせした、2 号機原子炉建屋西側構台前室で除染作業を実施していた協力企業作業員 1 名の鼻腔スミアで汚染が確認されたことについて、その後の状況をお知らせします。状況は以下の通りです。 当該協力企業作業員について、本日、ホールボディカウンタ測定を実施しました。その結果をもとに内部被ばく線量値を暫定で評価したところ記録レベル (2 mSv) 未満でした。 なお、バイオアッセイによる分析を実施しており、今後、分析結果をもとに評価を確定します。 【公表区分: E 統】 ※添付の有リ (無し) (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。